

函館市総合保健センター条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 改正の趣旨

平成15年4月に開設した函館市総合保健センターの健康増進センターにおきましては、これまでフィットネスルームおよびトレーニングルームや、運動に関する講座の受講にかかる個人使用のほか、フィットネスルーム等の専用使用を通じ、市民に健康の保持および増進に関するサービスを提供してきたところであります。

しかしながら、令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や新型コロナウイルスワクチン接種業務のため臨時休館としてまいりましたが、この間の社会情勢の変化などを踏まえ、施設のあり方について検討を進めてまいりました。

その結果、開設当初と比較してジム機能などを有する民間施設が大幅に増加していることに加え、市においても函館アリーナやサン・リフレ函館といった類似機能を有する施設が運営されていることや、再開にあたり運動機器等の設備更新が必要となるなどの課題があることから、施設のサービス内容を見直すこととしました。

2 改正の概要

- (1) 健康増進センターの利用者の範囲について、年齢制限を撤廃します。
- (2) 健康増進センターの利用区分を専用利用のみとし、トレーニングルームの各種運動機器を撤去のうえ、個人利用および個人利用回数券を廃止します。
- (3) トレーニングルームの運動機器撤去に伴い、当該利用区分の利用料を減額します。

3 施行日

令和8年10月1日を予定しています。